

行政通知の読み方・使い方

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

電子マネーを利用した公金の収納について

（平成31年3月29日総行第102号、各都道府県総務部長、各都道府県議会事務局長、各指定都市総務局長、各指定都市議会事務局長宛 総務省自治行政局行政課長通知）

解説・福島 雅博
（総務省自治行政局行政課 行政第三係長）

1 はじめに

平成30年地方分権改革に関する提案募集において、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づき地方公共団体から提案がなされ、本稿に係る提案を含む「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「対応方針」という。）が策定された。

◇平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）

（1）地方自治法（昭22法67）

（i）地方公共団体による使用料又は手数料の徴収（231条の2）については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。

以下、対応方針に基づき発出された「電子マネーを利用した公金の収納について（平成31年3月29日総行第102号）」を説明することとしたい。なお、文中意見にわたる部分は筆者の意見にとどまるものであることをあらかじめお断りしておきたい。

2 分権提案の経緯・趣旨

平成30年地方分権改革に関する提案募集において、電子マネーを利用した使用料又は手数料の収納の取扱いの明確化について提案があった。

これは、地方公共団体の使用料又は手数料の徴収については、現金による方法のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第231条の2に基づき、証紙、口座振替、証券又は指定代理納付者による納付（クレジットカードによる納付）が可能である旨が規定されているが、いわゆる電子マネーを利用した公金の収納については、法令に明文の規定がないため導入の妨げになっており、これが明確化されることにより、公金収納のキャッシュレス化がより一層進み、住民の利便性の向上が期待されるとい

うものである。

3 分権提案に対する対応の概要

(1) 現行制度の全般の解説

地方公共団体の歳入の収納は、現金で行うことが昭和38年の自治法改正前においては原則であったが、現金のみで行うこととすると、住民にとっても地方公共団体にとっても非常に不便を来す場合があり、現金以外の収納ができるよう見直しが行われてきた。

現在では、歳入の収入の方法については、自治法第231条のほか、現金以外の収入の方法については自治法第231条の2により以下の方法が認められている。

- ・ 証紙による納付〔第1項及び第2項〕
- ・ (指定金融機関を指定している場合) 口座振替による納付〔第3項〕
- ・ (指定金融機関を指定している場合) 証券による納付〔第3項及び第4項〕

①持参人払式の小切手等(小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定[※]するものを含む。以下同じ。)又は会計管理者等を受

取人とする小切手等で、手形交換所に入入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が当該普通地方公共団体の長が定める区域内であつて、その権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの〔地方自治法施行令第156条第1項第1号〕

※郵便貯金銀行が発行する振替払出証書又は為替証書〔平成19年総務省告示〕

②無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したものの〔地方自治法施行令第156条第1項第2号〕

・ (指定金融機関を指定していない場合) 証券による納付の委託〔第5項〕

・ 指定代理納付者による納付(クレジットカード等)〔第6項及び第7項〕

以上が、地方公共団体の現金以外の収入の方法となっている。

当制度については、まず、昭和38年の自治法改正により証紙のほか、口座振替及び証券による収入の方法が規定された。それまでは、改正前の取扱いとして「納額告知書又は納付書により難いもの」を根拠として規則の定め

るところにより証紙による収入を採用していたが、同改正により証紙のほか、口座振替及び証券による収入の方法が明文化された。

次に、決済手段の多様化により住民の利便性の向上を図る観点からクレジットカードの利用実態を背景としてクレジットカードの利用による使用料等の公金の支払を可能とするよう、第28次地方制度調査会の「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」(平成17年12月9日)を踏まえた改正が平成18年に行われた。この改正により、指定代理納付者による納付が規定され、クレジットカード等による納付が可能となった。

※参考…第28次地方制度調査会「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」(平成17年12月9日)

第1 地方の自主性・自律性の拡大のあり方

- 1 地方自治制度の弾力化

(3) 財務に関する制度の見直し

地方公共団体の財務に関する制度は、地方公共団体の予算及び決算、収入及び支出、契約、現金の保管、財産、監査等についての共通事項を定めている。財務に関する制度については、地方公共団体も経済活動の一主体であることを踏まえ、社会経済情勢

の変遷や情報通信技術等の進展に応じた適切な見直しが必要である。とりわけ、クレジットカードによる使用料等の公金の支払いを可能とすること、信託することができ、有価証券にまで拡大すること、国の行政財産制度の見直しの動向も踏まえつつ空き庁舎など行政財産である建物を一部貸付できるようにすること等の制度改正を行うこととすべきである。

○指定代理納付者制度とは

自治法第231条の2第6項では、納入義務者が普通地方公共団体の長が指定をした者（指定代理納付者）が交付し又は付与する「証券」、「その他の物」又は「番号」、「記号」、「その他の符号」を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができるとしている。当条文はクレジットカードによる支払を導入するに当たって設けられた規定であるが、クレジットカードに限らず、それに類する証券等も対象となり得る形となっている。

また、指定代理納付者に歳入を納付させる場合、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、

当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができるとしている。

本来、地方公共団体の支払にクレジットカードを利用した場合には、カード利用時においてではなく、クレジットカード会社からの入金をもって納入義務者からの納付があったものとして取り扱ふこととなる。しかしながら、ショッピングや飲食などの一般的なクレジットカード決済の利用形態としては、クレジットカード利用時に商店等に対して支払があったものとして取り扱われており、地方公共団体における取扱いをこれらの一般的な利用形態と異なることとすると、住民に混乱をもたらすばかりでなく、納付手段の多様化、利便性の向上を図るといふ制度導入の趣旨に反するものとなりかねないことから、当該指定代理納付者が指定する日までに当該歳入を納付したときは、納入義務者がクレジットカード等を利用した時に当該歳入の納付がされたものとみなす規定を設けている。

また、指定代理納付者として指定できる者は、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として地方自治法施行令第157条の2第1項で定める者として以下の要件が規定されている。

- ① 納入義務者に代わって歳入を納付する事務（納付事務）を適切かつ確実に行うこと

ができる財産的基礎を有すること。

これは、おおよそ以下のような要件を満たすことが求められる。

- ・ 資本金の額、資産・負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。
- ・ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

- ② その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に行うことができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

これは、おおよそ以下のような要件を満たすことが求められる。

- ・ 経営陣の体制、業務に対する十分な知識・経験を有する業務精通者の確保の状況が十分に整っていること。
- ・ コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整っていること。

◇地方自治法（昭和22年法律第67号）

（歳入の収入の方法）

第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを測定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならぬ。

（証紙による収入の方法等）

第231条の2（略）

2～5 (略)

6 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者（以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する政令で定める証券が提示し又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。

7 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。

◇地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
（指定代理納付者による歳入の納付）

第157条の2 地方自治法第231条の2第6項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当

する者とする。

一 地方自治法第231条の2第6項の規定により納入義務者に代わつて歳入を納付する事務（次号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

二 その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

2 地方自治法第231条の2第6項に規定する政令で定める証券その他の物又は番号、記号その他の符号は、それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号とする。

（2）分権提案に関する対応方針

地方公共団体の収納の方法については、（1）において述べたとおり現金以外にも収納が可能な場合がある。分権提案にある電子マネーの活用については、現行の指定代理納付者制度を活用することで対応が可能であるため、この方法による使用料等の公金収納の

取扱いを通知により周知することとした。

（3）通知の内容

自治法第231条の2に基づく指定代理納付者制度の活用により現行においても電子マネーによる公金収納が実施可能である旨、及びその実施に当たり留意すべき事項について次のとおり取りまとめた。

1 電子マネーを利用した公金の収納に係る法第231条の2第6項の適用について
電子マネー（利用する前にチャージを行うプリペイド方式（前払い方式）を想定）を利用した公金の収納に係る法第231条の2第6項の適用については、電子マネー事業者を同項に規定する指定代理納付者として指定し、当該指定代理納付者が交付し又は付与する電子マネーを同項に規定する証券その他の物又は番号、記号その他の符号とした上で、納入義務者が当該電子マネーを用いた公金の支払手続を申し出た場合、地方公共団体がそれを承認することで対応が可能であること。
また、この場合において、当該地方公共団体は、歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができること。

電子マネーを使用した場合の具体的な収入の流れは、一般的には以下の決済例が考えられる。

① 納入義務者が窓口で電子マネーを利用すると、電子マネー決済事業者に支払データが送信され、納入義務者の支払債務を電子マネー決済事業者が引き受ける。

② 後日、電子マネー決済事業者から地方公共団体に代金が納入される。

この場合、電子マネー決済事業者を指定代理納付者として①の手続を行うことで、指定代理納付者に歳入を納付させるとの申出があり、それを承認したと位置付ければクレジットカードの場合と同様に、地方公共団体の公金の収入に活用できることとなる。

2 電子マネーの取扱いに関する契約等の締結に関する留意事項について

地方公共団体と指定代理納付者との間では、電子マネーの取扱いに関する契約等を締結する必要がある、その内容としては、① 電子マネーによる納付ができる歳入の種類に関する事、② 地方公共団体が指定する日に関する事、③ 指定代理納付者から地方公共団体への支払いに関する事、④ 指定日までに支払いを行わなかった際の延滞金等に関する事、⑤ 手数料に関する事

と、⑥ 個人情報の保護に関する事、⑦ 加盟店契約の解除に関する事等が想定されるものであること。

地方公共団体と指定代理納付者との間で締結する契約等において想定されることを留意事項としているので、参考としていただきたい。

なお、今回の通知においては、プリペイド方式を想定しているところであるが、ポストペイ方式（後払い方式）の電子マネーについても、クレジットカードと同型の決済の仕組みであることから、クレジットカードと同様の取扱いと整理することが考えられる。

4 おわりに

地方公共団体における電子マネーを利用した使用料等の公金収納については現行制度においても可能であるところだが、そのことが明確にされていなかったことからこのたび通知により周知を図るものである。電子マネーによる公金収納を行う地方公共団体においては、その適切な運用について十分ご留意いただいた上で住民の利便性の向上に役立てていただきたい。

通知

電子マネーを利用した公金の収納について

平成31年3月29日総行第102号、各都道府県総務部長、各都道府県議会事務局局長、各指定都市総務局長、各指定都市議会事務局局長、総務省自治行政局行政課長通知

平成30年地方分権改革に関する提案募集において、電子マネーを利用した使用料等の公金収納の取扱いの明確化について提案がありました。

本提案の内容については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2に基づく指定代理納付者制度の活用により現行においても実施可能とされているところですが、その実施に当たり留意すべき事項について取りまとめましたので、下記のとおりお知らせします。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、この趣旨を周知願います。

なお、本通知は、法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

1 電子マネーを利用した公金の収納に係る
法第231条の2第6項の適用について

電子マネー（利用する前にチャージを行う
プリペイド方式（前払い方式）を想定）を利用
した公金の収納に係る法第231条の2第
6項の適用については、電子マネー事業者を
同項に規定する指定代理納付者として指定
し、当該指定代理納付者が交付し又は付与す
る電子マネーを同項に規定する証券その他の
物又は番号、記号その他の符号とした上で、
納入義務者が当該電子マネーを用いた公金の
支払手続を申し出た場合、地方公共団体がそ
れを承認することで対応が可能であること。

また、この場合において、当該地方公共団
体は、歳入の納期限にかかわらず、その指定
する日までに、当該歳入を当該指定代理納付
者に納付させることができること。

2 電子マネーの取扱いに関する契約等の締
結に関する留意事項について

地方公共団体と指定代理納付者との間で
は、電子マネーの取扱いに関する契約等を締
結する必要があり、その内容としては、①電
子マネーによる納付ができる歳入の種類に関
すること、②地方公共団体が指定する日に関

すること、③指定代理納付者から地方公共団
体への支払いに関すること、④指定日までに
支払いを行わなかった際の延滞金等に関する
こと、⑤手数料に関すること、⑥個人情報の
保護に関すること、⑦加盟店契約の解除に関
すること等が想定されるものであること。

①について

歳入の種類については、地方公共団体が
住民のニーズ等を踏まえて決定することが
適当であることから、法ではその範囲を限
定していない。したがって、指定代理納付
者と締結する契約等においてその対象を具
体的に定めるとともに、納入義務者に周知
する必要があること。

②について

法第231条の2第6項に規定する「指
定する日」の設定に当たっては、歳入に係る
納期限、指定代理納付者の事務処理に要す
る日数等を踏まえて適切に設定するととも
に、指定代理納付者と締結する契約等にお
いてあらかじめ定めておくものであること。

④について

地方公共団体の長が指定する日までに指
定代理納付者から歳入が納付されなかった
場合は、当該指定する日の翌日以降で指定
代理納付者から納付があった日までの延滞
金が発生することとなるが、上記1の場合、

債権者である地方公共団体と引受人である
指定代理納付者の合意（契約の締結等）が
必要であり、契約等において、当該延滞金
等を当該指定代理納付者が負担し納付する
ことをあらかじめ規定しておくことに十分
留意すべきものであること。

また、他の不測の事態が生じた際の取扱
い等についても、同様に契約等において規
定しておくことが適当であること。

⑤について

地方公共団体が電子マネーによる公金の
納付を導入する場合における指定代理納付
者に対する手数料の取扱いについては、そ
れぞれの地方公共団体において導入の効果
と経費を比較検討するなどの上、適切に決
定すべきものであること。

具体的には、電子マネーによる公金の納
付の対象とする歳入の取扱い件数、事務量、
口座振替の方法や地方自治法施行令（昭和
22年政令第16号。以下「令」という。）第
158条第1項の規定に基づく歳入の徴収
又は収納事務の委託等の他の方法による場
合の手数料との比較や、収納事務の効率化
等について十分検討することが必要である
こと。

⑥について

地方公共団体が、指定代理納付者を指定

するに当たっては、納入義務者に係る個人情報
情報の取扱いについて十分に留意し、個人
情報の保護に関する法律（平成15年法律第
57号）に基づいた適切な措置が講じられる
よう、指定代理納付者と締結する契約等に
おいても、秘密の保持、個人情報の漏えい
防止措置の義務づけや当該情報の目的外利
用の禁止など、個人情報の保護に必要な措
置を講ずべきものであること。

3 その他

上記のほか、法第231条の2第6項に基
づく公金の納付に関する運用上の留意事項に
ついては、「地方自治法施行令の一部を改正
する政令等の公布について（通知）」（平成18
年11月22日付け総行行第198号）を参考に
されたいこと。

●第55号（2018年11月発売） 定価（本体1,150円＋税）

・特集 所有者不明土地をめぐる課題と対策

「所有者不明土地問題」の現状と課題
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の解説
所有者不明農地の問題とその対応—農業経営基盤強化促進法等の一部改正を中心に
所有者不明森林の問題とその対応について
空き地・空き家を活用する新制度について—将来的な所有者不明化を防止するために
土地の所有者不明化を防止する取組について
大阪府寝屋川市 滞納整理の現場から「所有者不明土地・建物問題」解決の道を探る
神戸市空家空地対策の推進に関する条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例

・トピックス

「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会報告書」の解説
第8次地方分権一括法の解説



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい | フリーコール（通話料無料） | TEL : 0120-953-431 | Web | URL : <https://gyosei.jp>
受付時間：月～金 9時から17時 | FAX : 0120-953-495 | サイ